

(平成25年3月6日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料及び62年12月から63年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、当該期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から52年3月まで  
② 昭和62年12月から63年3月まで  
③ 平成11年11月から14年2月まで

昭和52年4月に現在の場所に引っ越した直後、A市役所の職員が自宅に来て、国民年金の加入を勧められたので加入した。それから1年か2年たった頃、過去の未納分を遡って保険料を納付できる救済措置についての郵便物が市役所か社会保険事務所(当時)から送付されてきた。まとまった額の保険料が必要だったので、株式売却益や預金を下ろした上、その郵便物を持参して、会場のA市役所の2階会議室へ行き、過去の未納分の保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①が未納となっていることに納得できない。また、国民年金加入後は、年金の大切さを自覚し、付加保険料も含めて納付してきた。自分で商売をやっているので、たまに口座残高が不足して保険料の引き落としができなかったこともあるが、申立期間②のように、4か月にわたって未納が続いているのはおかしいので調査してほしい。さらに、平成11年11月から、付加保険料の記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和52年4月に現在の場所に引っ越してきた直後に自宅へ来たA市役所の職員の勧めで国民年金に加入し、その後、特例納付制度によって過去の未納分の保険料を遡って納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に払い出されていると

推認され、その払出時点では、第3回特例納付の実施期間前であるが、申立人は、「(昭和52年4月に国民年金に加入して)1年か2年たった頃、市役所又は社会保険事務所から国民年金の救済措置(特例納付)の郵便物が送られてきて、それを持参して指定日にA市役所の2階で開催されていた納付会へ行き2回ほどに分けて保険料を納付した。」と具体的に申述しており、第3回特例納付は53年7月から55年6月までの期間であったこと、及びA市は当時、社会保険事務所の職員が市役所2階会議室で市民向けの説明会のようなことを行っていたと回答していることを踏まえれば、申立人の主張が明らかに不合理であるとする事情は見当たらない。

また、B年金事務所も当時、特例納付に関する勸奨状を対象者に送付し、(A市で実施したかどうかは不明であるが)管轄内の市役所や公民館など外部会場で納付会を実施していたと回答していることから、その主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、昭和53年から54年頃まで、申立期間①の保険料を納付するだけの蓄えがあったとしており、申立人は、52年4月以降、付加年金にも加入していることなどを考慮すると、その申述に不自然さは見当たらない。

2 申立期間②について、その前後の期間は付加保険料を含めて納付済みとなっており、当該期間は4か月と短期間である。

また、C社A支店の記録によれば、昭和62年12月末及び63年1月末は口座残高不足で振替ができなかった形跡及び同年2月及び同年3月は口座残高が十分にあるにもかかわらず、振替がなされていなかった形跡が認められるものの、申立人のオンライン記録によると、i)口座振替が行われなかったと考えられる期間について、その後複数回現年度納付している形跡がみられること、ii)納期限を過ぎて現年度納付が行われている期間についても付加保険料が納付済みとなっていること、を考え併せると、申立人が申立期間②の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたと考えても、不自然とまではいえない。

3 申立期間③について、申立人は、国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付したとしている。

しかしながら、国民年金基金の回答によれば、申立人は、平成11年11月から14年6月まで加入していたことが確認できることから、申立期間③は、国民年金基金加入期間であるため付加保険料を制度上、納付することができないことから、申立人が申立期間③の付加保険料を納付したとするのは不合理である。

また、C社A支店の普通預金取引記録によれば、申立期間③のうち、平成

11年12月から14年2月までの期間については定額保険料のみが引き落とされており、11年11月30日には同年同月分の付加保険料を含む国民年金保険料が引き落とされているが、オンライン記録によると、同月分の付加保険料と考えられる400円が還付されていることが確認できる。

さらに、申立期間③について、付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料、62年12月から63年3月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月16日

A株式会社で支払われた申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず年金記録から欠落している。事業所からは、賞与支払届が提出されているが、厚生年金保険法第75条の規定により、給付の記録として反映されていないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主が提出した賞与支給明細書から、申立人は、申立期間において賞与が支払われ、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、商業登記簿謄本において、申立人は、当該事業所の取締役であることが確認できるところ、事業主は、「申立人は、取締役であるが、現場のB業務担当であり、社会保険関係の業務には関与していない。」と回答している。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書により、標準賞与額の上限額となる150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の事務手続が漏れていたとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から同年7月1日まで

昭和46年3月21日に株式会社Bに入社し、系列会社の株式会社Aが新しく設立されたため、47年5月1日付けで出向した。しかし、年金記録では株式会社Bの喪失日と株式会社Aでの取得日の間に2か月の空白期間がある。申立期間は、株式会社Aに勤務していたので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、株式会社Bから提出された人事記録及び辞令並びに同辞令に併記されている同僚が提出した給与明細書から判断すると、申立人は、株式会社B及び関連会社の株式会社Aに継続して勤務し（昭和47年5月1日に株式会社Bから株式会社Aに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和47年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によると、株式会社Aは、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、同社に係る閉鎖商業・法人登記簿謄本

によると、同社は昭和 47 年 4 月 \* 日に設立され、申立期間において法人格を有している上、株式会社 B が提出した辞令には、株式会社 A への出向者が 7 人確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社 A は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 47 年 5 月及び同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額の記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年6月5日

申立期間に係る賞与について、オンライン記録では、実際に受け取った賞与額より低額な記録となっている。事業所は届出誤りを認め訂正の届出を行ったので、年金額に反映されるよう記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賞与金明細書により、申立人は、150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成24年11月15日に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7331

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月12日から同年4月12日まで  
昭和44年3月24日にA株式会社に入社し、平成10年3月に退職するまで同社に勤務していたが、国の記録では、同社本社から同社B工場に転勤した際の1か月の欠落期間がある。当該期間についても継続して同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社が発した辞令、表彰状、雇用保険の記録及び同僚から提出された給与明細書から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和49年3月12日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和49年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7332

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで  
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間に異動はあったが、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたので、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された従業員台帳、同社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和54年11月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和54年9月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもののその後に納入さ

れるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで

国の記録によれば、申立期間について被保険者記録が欠落しているが、当該期間は、C株式会社からA株式会社へ異動しただけであり、申立期間についても継続してA株式会社に勤務していた。第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の給与明細書及び証言から判断すると、申立人は、A株式会社及び関連会社のC株式会社に継続して勤務し（昭和35年12月20日にC株式会社からA株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和36年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 埼玉（長野）厚生年金 事案 7334

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月21日から同年10月1日まで  
昭和43年4月に株式会社A（B店）に入社し、同年10月のC店オープンに伴い、関連会社の株式会社Dに転勤した。年金事務所の記録では、同年9月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年10月1日に転勤先で再取得となっているが、転勤の前後は継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、株式会社A及び関連会社の株式会社Dに継続して勤務し（昭和43年10月1日に株式会社Aから株式会社Dに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は亡くなっていることから、照会の回答を得ることができず、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。



また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を12万6,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年10月1日まで  
日本年金機構の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和53年10月から54年9月までの1年間の標準報酬月額が前年に比べ著しく（5等級）下がっており、入職時と同じ額で記録されている。当時は定期昇給が当たり前の時代であり、最低でも前年と同等級の11万8,000円から54年10月の記録である13万4,000円の間であったはずである。申立期間に病気などで長期間欠勤したこともないので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人の標準報酬月額は、昭和52年2月の随時改定において11万8,000円、53年10月の定時決定において9万2,000円（申立期間の標準報酬月額）、54年10月の定時決定において13万4,000円に改定されている。

しかしながら、B社から提出された人事記録により、申立人は、昭和51年4月1日付けで厚生年金保険の資格を取得した日から、59年10月1日に資格を喪失するまでの間、毎年7月1日付けで定期昇給（9回）していることが確認できる。

また、事業主から提出された昭和53年4月から同年6月までの給与台帳における申立人の基本給は、9万6,408円であり、基本給だけで被保険者原票の標準報酬月額9万2,000円を上回っている上、上記給与台帳の同

年5月及び同年6月の合計支給額の平均は、標準報酬月額12万6,000円(22等級)に相当する額となっており、申立人の主張する標準報酬月額と一致している。

さらに、複数の事務職の同僚は、「当時は、毎年定期昇給があった。」と供述しており、そのうちの一人で管理職であった同僚は、「手当等が減少しても、標準報酬月額は現状維持が通常と考えられる。」と供述している上、同職種の同僚で、申立人の4年先輩であった同僚は、「自分は、入職以来、給与が下がるということは一度も無かった。」と供述しており、その同僚の被保険者原票における標準報酬月額は、昭和48年11月の資格取得時から55年3月の喪失時まで、継続して上昇している。

加えて、別の同職種の同僚の一人は、「申立人は、自分より半年早く入社した先輩だったが、給料は同じくらいだったと思う。」と供述しており、その同僚の申立期間の標準報酬月額は、12万6,000円(22等級)と記録されている上、複数の同職種の同僚は、「申立人は、長期間の欠勤も無かった。」と供述している。

また、当時、申立人と同職種の同僚は5人確認できるところ、被保険者原票における標準報酬月額は、資格取得時から喪失時まで、ほぼ一貫して上昇しており、申立人のような極端な等級の低下は確認できないことから、事業主が昭和53年10月の定時決定において、標準報酬月額が9万2,000円に相当する報酬月額を届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円とする旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を12万6,000円に訂正することが必要である。